○四国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日　　四国地方整備局長　三浦　真紀

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　五十六号及び三百二十号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宇和島市津島町岩松甲二三四五番一から同市津島町岩松甲二二二九番まで	前	一八・二三～六八・八八メートル　〇・一九七キロメートル
	後	一六・〇七～三七・一一メートル　〇・一九七キロメートル

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十三日　　四国地方整備局長　三浦　真紀

一　施行者の名称　徳島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年四国地方整備局告示第六十二号徳島東部都市計画公園事業六・五・二号鳴門総合運動公園

三　事業施行期間　自平成十九年六月二十九日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日　　北海道開発局長　岡部　和憲

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百二十七号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北斗市中山二〇一番六から同市中山二〇八番一まで	前	二六・一八～三〇・八三メートル　〇・二三七キロメートル
	後	二八・七八～四四・一五メートル　〇・二三七キロメートル

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日　　北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号	旭川市字近文六線南一号五七六九番二から同市字近文六線南一号五七六九番五まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年三月二十三日

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成27年3月23日　　北海道開発局長　岡部　和憲

道路の種類	路線名	区間
一般国道	5号	小樽市花園1丁目167番1号から同市花園3丁目15番2号までの下り線

公告

諸事項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年3月23日　　国土交通大臣　太田　昭宏

区域	種類	実施時期	撮影	摘要
整理番号	地上画素寸法		地区(地方)	
数値空中写真	20cm相当	平成26年	むつ地区	デジタル　112枚
〃	〃	〃	CTO－2014－2	〃　178枚
〃	〃	〃	CTO－2014－3	東北地区　322枚
〃	〃	〃	CTO－2014－4	七戸地区　278枚
〃	〃	〃	CTO－2014－5	五戸地区　227枚
〃	40cm相当	〃	CTO－2014－3X	青森東部地区
〃	〃	〃	CTO－2014－4X	三種地区　アナログ　314枚

区域	種類	実施時期	面積
整理番号	地上画素寸法		地区(地方)
数値空中写真（正射画像）	20cm相当	平成26年	CTO－2014－2　むつ地区　67㎢
〃	〃	〃	CTO－2014－3　東北地区　99㎢
〃	〃	〃	CTO－2014－4　七戸地区　198㎢
〃	〃	〃	CTO－2014－5　五戸地区　196㎢
〃	40cm相当	〃	CTO－2014－3X　青森東部地区　328㎢
〃	〃	〃	CTO－2014－4X　三種地区　972㎢

備考　空中写真の刊行日　平成27年3月24日